

東議員（民主県政会）

令和6年2月16日  
教育長 答弁実録  
(教育委員会)

(問) 学校における人権教育について

学校教育の中で、人権教育や就職差別に関わる学習にどのように取り組んでいるのか、教育長の所見を伺う。

(答)

学校における人権教育の推進につきましては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科などにおける学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていくことが重要であると認識しております。

例えば、高等学校公民科の科目「公共」では、生徒が「雇用と労働問題」を学習する際、求人票を読み解きながら、労働契約の在り方について他者と協働して考察したり、労働保護立法の必要性について問いを設けて探究したりする授業を行っております。

また、高校生を対象とした就職内定者支援講習会や就職支援教員による各学校での就職指導におきまして、就業規則や内定取消に係る労働者の権利や雇用と労働を巡る問題等について、具体例を用いて学ぶ機会を設けております。

さらに、広島労働局等の関係機関と連携し、企業に対しましては、公正な採用選考に向けた手続などを周知するとともに、学校に対しては、万が一、不適切な採用選考が認められた場合は、教育委員会からの通知に則って適切に対応するよう、指導しているところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校が児童生徒の人権尊重の精神を育む人権教育を充実させるとともに、生徒が社会人・職業人として自立していくために必要な資質・能力を育成することができるよう、関係機関と連携し、学校の様々な取組を支援してまいります。